

## 政治倫理条例（否決）とは

- ★ 政治に関する人の行動が、疑惑行動や、法に反し逮捕されても、住民には何が起きて  
いるのか調査を求めたり、説明を求めることはできません。 行政の場合は、予算に  
かかわることは、地方自治法 242 条の住民監査請求で、監査委員に監査を求め、違法  
であるときには、その支出を公正にすることを求めることができます。
- ☆ 政治倫理条例は、議員、町長等 3 役、教育長など政治に関する人の活動を町民に情報  
として提供でき、違法、不公正の疑問があるときは、調査や説明を求めることができ、  
不正な行為を監視できる制度です。

### 政治倫理条例の仕組み

- 政治倫理基準
- ①不正疑惑行為の自粛、②地位利用の金品授受の禁止
  - ③公共工事の請負等の斡旋禁止、
  - ④職員の職務執行に対する不当介入の禁止
  - ⑤職員採用の斡旋禁止、⑥職員の昇格・異動の斡旋禁止
  - ⑦道義的批判のある企業献金の自粛

- 資産公開制度の設置 ●政治倫理審査会の設置 ●住民の調査請求権の設置

3月議会で、議会は、政治倫理条例制定の決議  
を否決し、政治倫理綱領等を制定して嵐山町議会  
の政治倫理を確立する決議を可決しました。その  
後、議会の動きがないのです。私は、岡野璃恵子  
議員、清水正之議員、川口浩史議員と条例案をつ  
くり、政治倫理を確立するきっかけになればと議  
案提出しました。否決でしたが、議会運営員会で  
政治倫理について調査することになりました。

ホームページ開設しました。  
<http://www.aya.or.jp/~shibuya>

友人の協力でできました。  
多くの情報を掲載しています。

